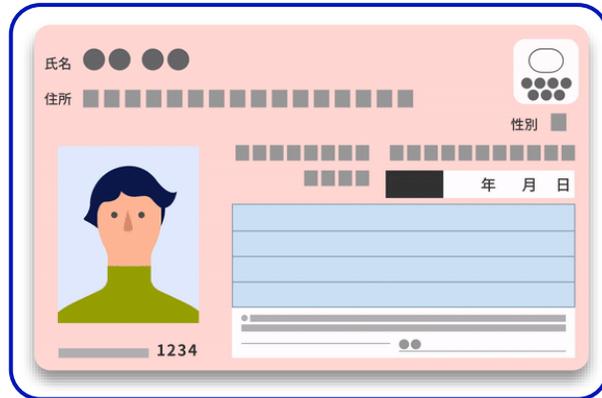


デジタル認証アプリのご紹介

令和7年2月20日

マイナンバーカードとは

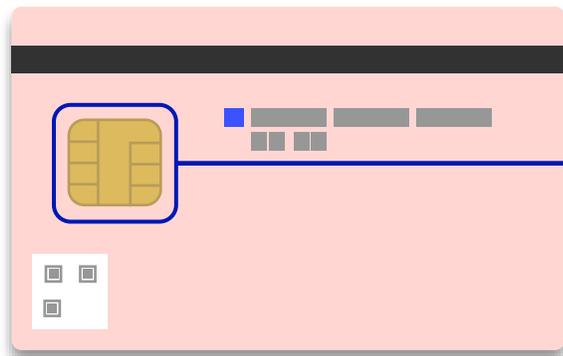


1. マイナンバー（12桁の番号）

法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用します。

2. 対面での本人確認

カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。



3. デジタルでの本人確認

ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明します。

本人確認のためには、
マイナンバーは必要
ありません。

マイナンバーカードの申請件数と保有枚数

マイナンバーカード

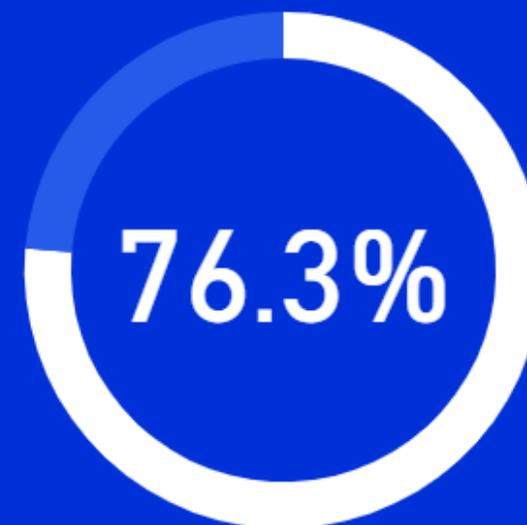
保有枚数

95,341,447

有効申請枚数

106,851,828

人口に対する保有枚数率



2025年1月9日現在

マイナンバーカードのアプリの概要

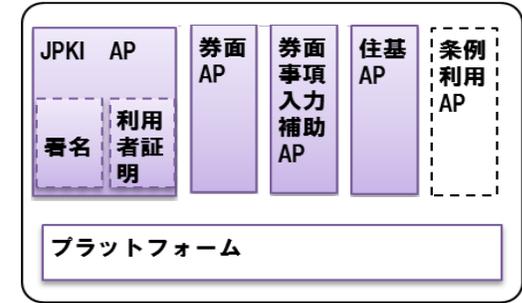
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKE-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ</p> <p>注) マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。

JPKI導入効果（金融機関ヒアリングより）

- デジタル庁において、JPKIの導入事業者にヒアリングを行ったところ、マイナンバーカードによるJPKIを活用した本人確認の導入効果については以下のとおり。
- マイナンバーカードが国民の7割以上に普及する中で利用割合が増加していること、本人確認に要する時間が短縮されること、導入企業の事務負担の軽減に繋がることが確認されている。

※2024/01現在

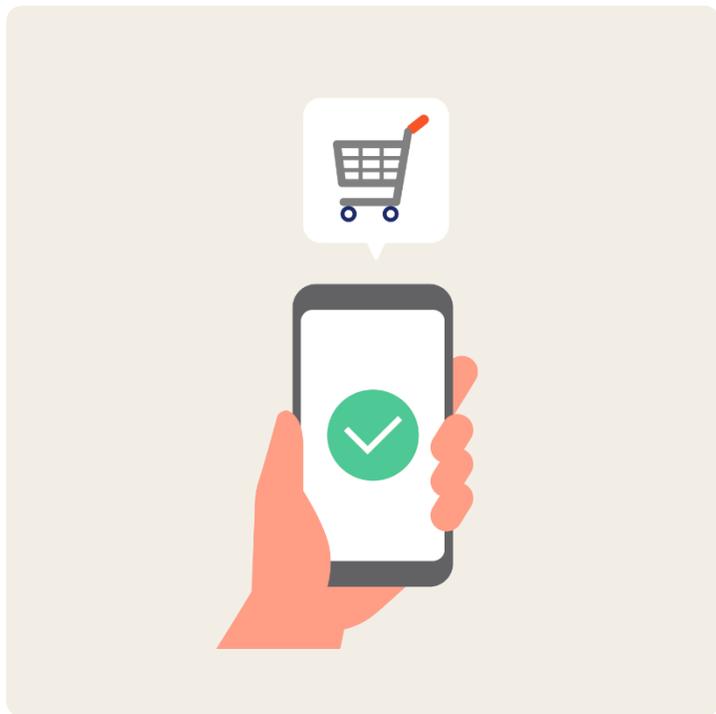
項目	A社 (証券会社)	B社 (銀行)	C社 (資金決済業)
利用方法	オンラインでの証券口座開設	オンラインでの銀行口座開設	オンラインでの資金移動口座開設
JPKIによる 本人確認の 利用割合 (2022年→2023年度)	10%⇒40% (4倍に増加) ※本人確認書類の画像をアップロードする 方式、本人確認書類のコピーを郵送する方 式がJPKIに置き換えられた。	20%⇒40% (2倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップ ロードによる方式がJPKIに置き換えられた。	15%⇒35% (2.3倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップ ロードによる方式がJPKIに置き換えられた。
本人確認に 要する時間	短縮	約2分の1	数時間(従来)⇒即時 ※電子的に送信された本人確認書類の真 正性の確認に要する時間が短縮された。
本人確認に 要するコスト	減少 (外注費用が約6分の1)	約3分の1	約3分の1
その他	なりすまし抑止	不正口座開設が減少	不正申請が減少

デジタル認証アプリの概要

安心・安全の社会の実現のためにオンライン本人確認は必要不可欠

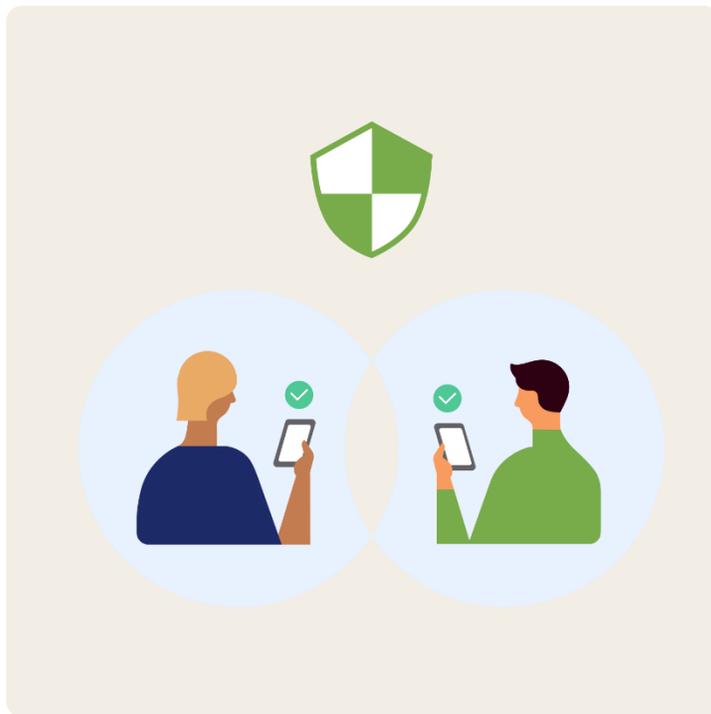
転売目的の買い占め防止

本人確認を行うことで確実にプレミアム商品を
1人1個で販売し買い占めを防止



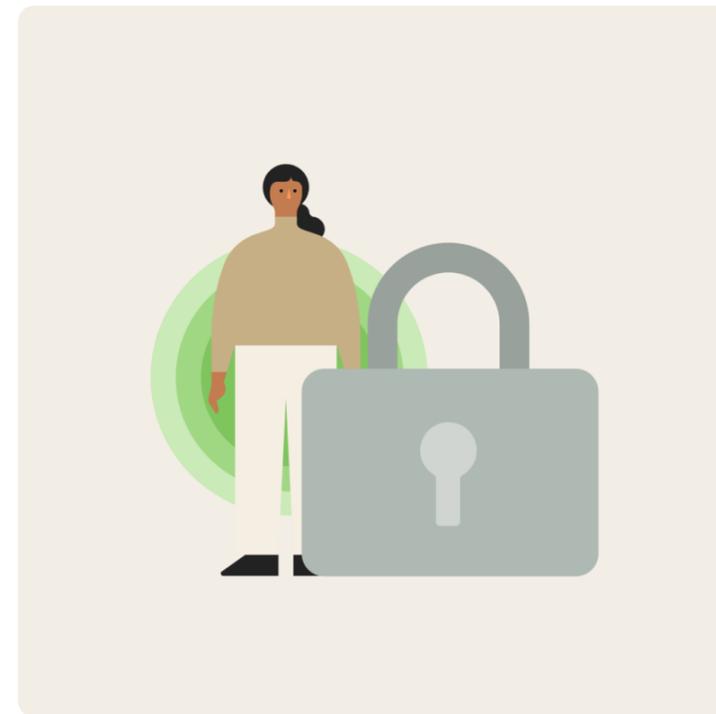
取引相手とのトラブル防止

本人確認を通しフリマサイトやSNSなど
ネットを空間でのコミュニケーションを安全に



不正ログインの防止

本人確認を行いアカウントにログインすることで
個人情報漏洩と不正利用を防止



2024年6月にデジタル認証アプリをリリース

マイナンバーカードのデジタル本人確認を身近で簡単に

デジタル認証アプリに対するお問い合わせ数

300+

デジタル認証アプリの申込数

100+



利用シーン

行政機関での利用



自治体の施設予約
地域通貨
図書館での図書の貸出管理
など

民間事業者での利用



クラウドファンディング
個人間取引プラットフォーム
医療情報閲覧アプリ
など

行政機関と民間事業者の両方での利用



本人確認システム
クラウドサーバの提供
など

本人確認（認証）の流れ

デジタル認証アプリ での認証

デジタル認証アプリを利用して、
スマホで利用しているサービスに対して
本人を確認する

12:34

[ヘルプ?](#)



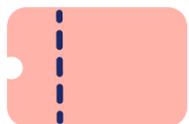
認証を続けます

認証は4つの手順で行います。

- 1 暗証番号の入力
- 2 暗証番号の入力
- 3 マイナンバーカードの読み取り
- 4 内容の確認

デジタル認証アプリサービスAPIの概要

※官民のサービス主体に対してデジタル庁が提供するAPIです



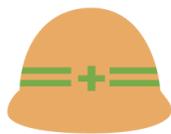
居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



ゴミ収集カレンダー



災害対策の連絡



認証API (マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた認証)

電子利用者証明の検証と利用者証明用電子証明書の有効性確認の結果等を連携
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認

署名API (マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いた署名)

署名値と署名用電子証明書を連携 (認証APIと異なり、電子署名の検証は行わない)
行政機関向けに限り署名用電子証明書の有効性を確認
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能

認証API利用の流れ



【参考】サービス詳細情報とAPIドキュメントについて

より詳しい情報は、サービスサイト及びデジタル庁開発者サイトをご確認ください。

サービスサイト

<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>

デジタル認証アプリ

マイナンバーカードで 本人の確認を簡単に

2024年6月末にアプリの公開を予定しています



お知らせ 現在お知らせはございません。

[一覧を見る](#)

目次

- [アプリの概要](#)
- [デジタル認証アプリサービスAPIの利用を検討するみなさまへ](#)
- [よくある質問](#)
- [デジタル認証アプリについて](#)

アプリの概要

令和6年（2024年）4月時点で、マイナンバーカードの保有率は70%を越えており、マイナンバーカードの利用シーンが広がっています。「デジタル認証アプリ」は、マイナンバーカードを使った認証や署名を、安全に・簡単にするための、デジタル庁が提供するアプリです。

デジタル庁開発者サイト

<https://developers.digital.go.jp/documents/auth-and-sign/implement-guideline/>

デジタル庁
開発者サイト

ホーム サービス **ドキュメント** デザイン 新着・更新 | 🔍 検索

デジタル認証アプリ

APIリファレンス（民間事業者向け）

認可エンドポイント

OpenID Connect で定義されている認可エンドポイント

QUERY PARAMETERS

```
response_type required string
Value: "code"
Example: response_type=code
レスポンスタイプ
OpenID Connect の通り。
デジタル認証サービスは、認可コードフローのみをサポートする。

固定値 code を設定する。

scope required string
Example: scope=openid name address birthdate gender user_certificate sign
スコープ
Access Token に要求されるアクセス権限。大文字と小文字を区別する文字列で、スペース区切りのリストで示される。

[スコープ一覧]
```

スコープ名	説明
openid	必須。
name	基本4情報取得を要求する場合設定
address	基本4情報取得を要求する場合設定

目次

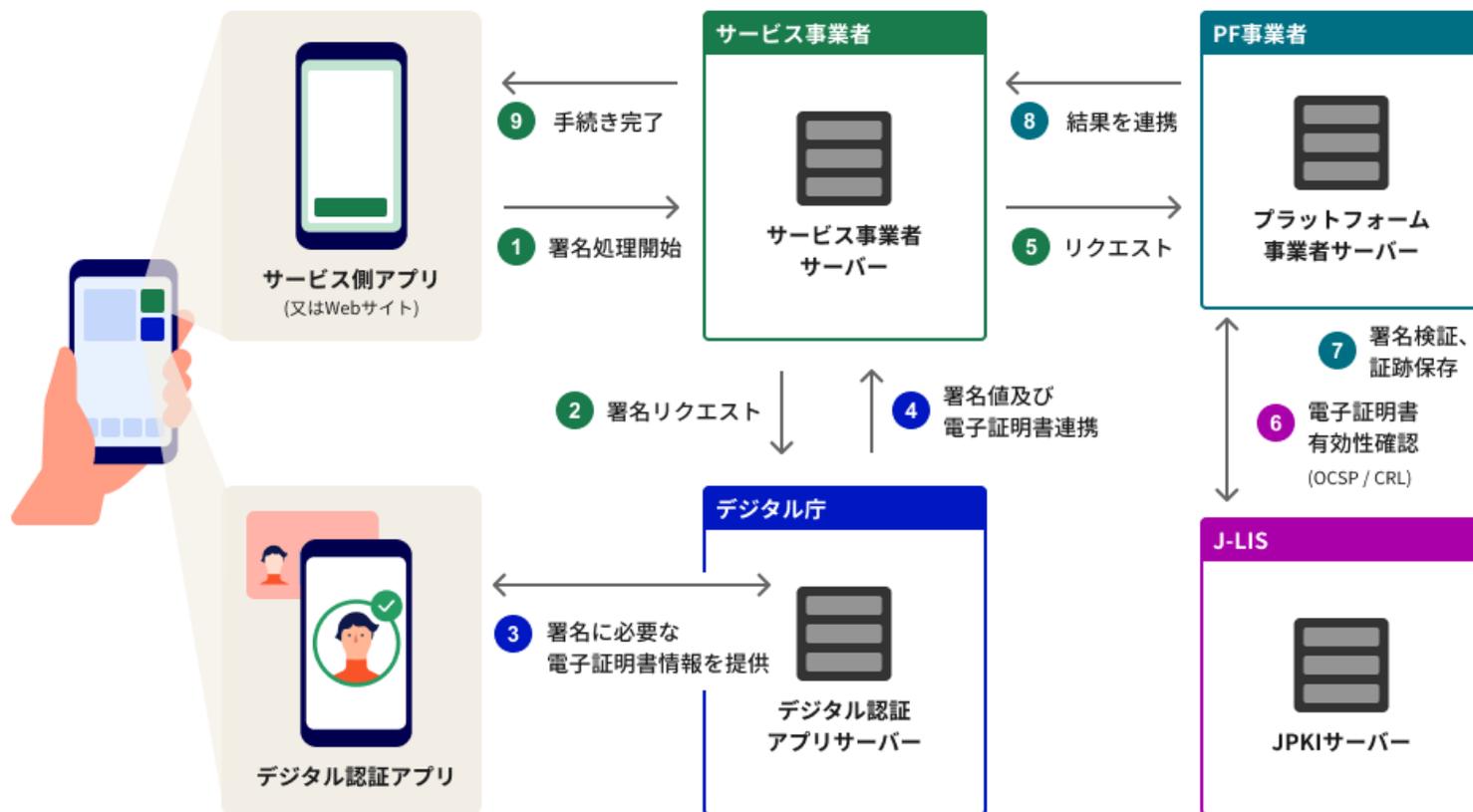
- [認可エンドポイント](#)
 - [Responses](#)
- [トークンエンドポイント](#)
 - [Responses](#)
 - [Response samples](#)
- [UserInfoエンドポイント](#)
 - [Responses](#)
 - [Response samples](#)
- [署名トランザクション開始](#)
 - [Responses](#)
 - [Request samples](#)
 - [Response samples](#)
- [署名トランザクション結果取得](#)
 - [Responses](#)
 - [Response samples](#)
- [OpenID Configuration エンドポイント](#)
 - [Responses](#)

デジタル認証アプリご利用にあたっての留意点

法令に基づく本人確認においてデジタル認証アプリの利用を検討される場合には、法令の要件を満たしているかを事前に確認してください

	対象事業者	確認場面	確認内容
犯罪収益移転防止法	金融関連事業者 / ファイナンスリース業者 / クレジットカード事業者 / 宅地建物取引業者 / 貴金属等取扱事業者 / 電話転送サービス業者 / 土業者 / カジノ事業者等	預貯金契約 / 現金送金（10万円超） / 保険契約 / 証券取引 / クレジットカード契約 / 宅地建物の売買 / カジノチップの販売換金 等	氏名、住所、生年月日、取引目的、職業（高リスク取引の場合は、資産・収入の状況等）
携帯電話不正利用防止法	携帯電話事業者（通信キャリア、MVNO） / レンタル携帯電話事業者 / 販売代理店	携帯電話端末（SIMカード含む）の契約時、譲渡（名義変更）時	氏名、住所、生年月日
古物営業法	古物商	古物の買い受ける場合 / 古物の交換を行う場合 / 古物の売却・交換の委託を受ける場合	氏名、住所、職業、年齢
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業者	サービス利用開始時等	生年月日等（児童でないこと）

民間事業者が署名APIを利用する場合には、電子証明書の有効性確認及び署名検証を別途行う必要があります



署名APIに係る留意点

- ② 署名リクエスト
 - 署名には署名対象となるデータが必要。具体的な署名対象は、法令等を踏まえながら判断する必要がある
 - デジタル庁には署名対象データではなく、同データのハッシュ値が送信される。そのため、デジタル庁は署名対象の内容を関知できない
- ⑥ 電子証明書有効性確認
 - 署名用電子証明書の有効性確認を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要
- ⑦ 署名検証、証跡保存
 - 署名検証※を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要

※署名検証では、署名対象となるデータが①提出者本人の作成に係るものであること、②第三者による改変が行われていないことを確認します

【参考】 デジタル認証アプリ 民間向け署名APIと連携を予定しているPF事業者一覧

#	事業者の名称（順不同）	問い合わせ先
1	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）	info@topic.or.jp
2	株式会社NTTデータ	bizpico-service@kits.nttdata.co.jp
3	GMOグローバルサイン株式会社	https://jp.globalsign.com/contact/customer/
4	日本電気株式会社	ss@mcas.jp.nec.com
5	サイバートラスト株式会社	https://www.cybertrust.co.jp/identification/
6	TOPPANエッジ株式会社	identity-verification-app-support@toppan.co.jp
7	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/service/solution/fis/eninsho
8	株式会社シフトセブンコンサルティング	d-auth@shift7.jp
9	TIS株式会社	info-fs@ml.tis.co.jp
10	株式会社ダブルスタンダード	https://double-std.com/service/jpki-ekyc/
11	ポケットサイン株式会社	https://pocketsign.co.jp/contact
12	弁護士ドットコム株式会社	contact@cloudsign.jp
13	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	auth-and-sign-lita@ntt.com
14	株式会社ACSiON	marketing@acsion.co.jp

【参考】 自社で署名検証を行うための手続等

自社で署名用電子証明書の有効性確認及び署名検証を行うためには、 公的個人認証の主務大臣認定を取得する必要があります

※主務大臣は内閣総理大臣・総務大臣をいいます

認定手続の概要

技術仕様書等の
入手

- J-LISと守秘義務に関する誓約を取り交わしたうえで、公的個人認証サービスに係る技術仕様等の開示を申請する

認定手続

- J-LISから提供された技術仕様を踏まえ、認定基準に示されている要求事項への対応を行い、要求事項を満たすことを証明する書類を作成
- その書類をもってデジタル庁及び総務省に対して認定審査を申請
詳しくは[公的個人認証サービス \(JPKI\) | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)の「7.2.2. 公的個人認証サービスの導入に関する問合せ先」を参照してください。

本番利用
開始準備

- 認定取得後、公的個人認証サービスの試験環境で動作確認を行う
- 公的個人認証法の規定に基づき、J-LISから電子証明書の有効性確認結果の提供を受けるための届出等を行う
- 本番環境で動作確認をし、サービス利用開始

詳細は、[「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」](#)を参照してください

認定基準の概要

#	評価項目
1	規程類の整備
2	電気通信回線を通じた不正アクセスの防止
3	正当な権限を有しない者による操作の防止
4	動作を記録する機能
5	入退場管理に必要な措置
6	外部組織との連携に係る措置
7	情報セキュリティに係る組織体制
8	役員等の要件

電子証明書を扱うシステムについては、
クラウドを活用することも認められています

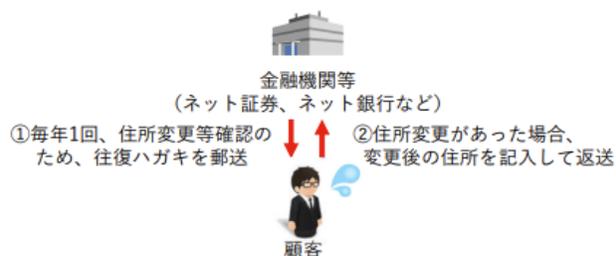
最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意に、デジタル認証アプリの署名APIを利用することが可能です

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでもオンラインで顧客情報を最新化できる



- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

概要

- 最新の利用者情報（4情報）提供サービスは、公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所等変更をすぐに確認できるようになります。
- 本サービスを提供する際は、顧客の同意が必要とされています。デジタル認証アプリの署名APIを利用して、4情報提供の同意を行うことが可能です。

最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意に署名APIを利用する場合には、サービス事業者側で同意画面の作成をお願いします

【同意画面（例）】

住所変更等の際のお客様の負担を軽減するために
～本社が機構からお客様の最新の住所等の提供を受けることについてご同意ください

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律では、機構（地方公共団体情報システム機構。マイナンバーカードや電子証明書を発行する機関です。）は、お客様の同意があった場合には、同意のあった会社・サービスに対し、お客様の最新の住所等の提供を行うことができるとされています。

○ 本社が、住所変更等の際のお客様の負担を軽減するため、機構からお客様の最新の住所等（氏名、住所、性別、生年月日、電子証明書発行番号）【サービス毎に変更】の提供を受けることに、ご同意ください。

 同意し、マイナンバーカードで署名

 同意しない

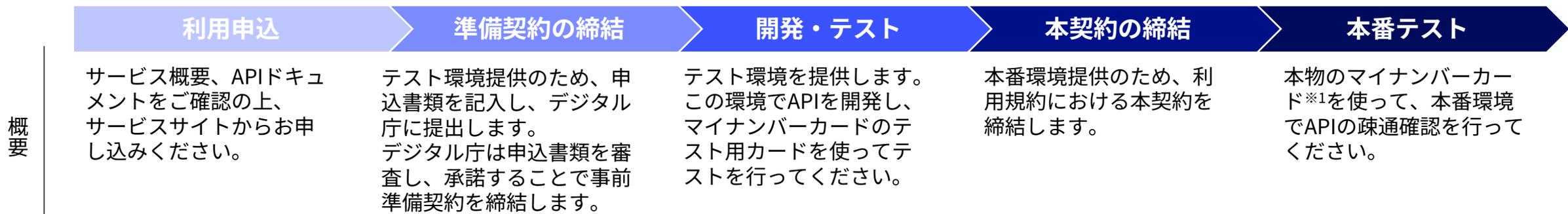
[\[同意事項の詳細・補足説明\]](#)

利用時の注意点

- デジタル認証アプリの署名APIは、最新の利用者情報機能の同意のための署名値作成のみに利用できます。**最新の利用者情報機能そのものを提供するものではありません。**
- 最新の利用者情報提供サービスの同意に署名APIを利用する場合は、左記のような同意画面をサービス事業者側にて作成していただくよう、お願いいたします。
- 署名APIでは、署名トランザクション開始リクエストの署名対象ハッシュ値(Base64エンコード)に DigestInfo を付加する署名形式をご利用ください。
- その他の留意事項については、[公的個人認証法に基づく最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスに係る同意の取得について](#) をご覧ください。

デジタル認証アプリご利用にあたっての手續等

デジタル認証アプリの利用には準備契約と本契約が必要です。手続や審査の期間等を踏まえ、余裕を持ったスケジュールでお申し込みください



※1 本番環境では、テストカードは利用できません
 ※2 テストカードの調達に係る方法や期間は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)にお問い合わせください
 ※3 お申込状況によってお待たせする可能性があります

デジタル認証アプリのご利用や申込書の作成等に関してご不明な点等があれば、デジタル庁担当までお気軽にお問い合わせください

本お打合せの終了後、ご紹介資料と申込書等をDLできるURLをご案内いたします。

#	資料	対応
①	【事業者等向け】 デジタル認証アプリAPI 利用規約.pdf	
②	【事業者等向け】 秘密保持遵守事項.pdf (利用規約第4条3項の秘密保持に関する事項)	サービス事業者にて確認・同意
③	【サービス提供者名／サービス名】 事前準備契約申込書_ (日付) .docx	
④	【サービス提供者名／サービス名】 サービス基本情報_ (日付) .docx	サービス事業者にて記入
⑤	【サービス提供者名／サービス名】 テスト環境・本番環境設定書_ (日付) .xlsx (補足資料：テスト環境・本番環境設定書記載要領.xlsx)	開発担当者にて記入

③④⑤の書類を記入して、この後、弊庁から上記資料をお送りするメールに返信する形で提出してください。

サービス提供者様のスケジュールに応じて、設定完了希望日の10開庁日前までにお送りください。

【提出先】

過去、連絡を取らせていただいたメールへの返信support@digital8242.zendesk.com

または [フォーム](https://support.aas.digital.go.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=38181403833753)：【民間事業者・行政機関】申請書・実装に関するお問合せ (https://support.aas.digital.go.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=38181403833753)

※フォーム入力に必要となる「サービス管理番号」は、資料と併せてお送りいたします。

デジタル認証アプリは、サービス提供主体からサービスごとに申込みいただく必要があります

申込みの考え方の一例

サービスの事例	デジタル認証アプリの利用イメージ	申込みの考え方	備考
自社サービス (単一プロダクト)	<ul style="list-style-type: none"> 自社 (X社) 開発のプロダクトに認証APIを利用 	<p>プロダクト開発企業 (X社) から申込みが必要 (1回)</p>	
自社サービス (複数プロダクト)	<ul style="list-style-type: none"> 自社 (X社) 開発のプロダクトに認証APIを利用 同じく自社開発の別プロダクトに署名APIを利用 サービス間ではユーザーに対し異なるIDを付与 	<p>プロダクト開発企業 (X社) から、サービスごと (2回) に申込みが必要</p>	<p>✓ 異なるサービスのため、複数回の申込みが必要</p>
受託開発 プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> X社が企業 (A社、B社) の委託を受けて開発しているプロダクトに認証APIを利用 委託元企業との間ではそれぞれ委託契約を締結 	<p>委託元企業 (A社、B社) からそれぞれ申込みが必要</p>	<p>✓ 委託企業ごとに申込みが必要 ✓ 提案のため、X社プロダクトに機能追加するための申込みも可能</p>
マルチテナント形式の プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> X社が自社開発のSaaSサービスに認証APIを利用 サービス利用企業 (A社、B社) ごとにテナントを区切り、企業ごとにユーザーIDを分別管理 	<p>開発を行うX社に加え、サービス利用企業 (A社、B社) からそれぞれ申込みが必要</p>	<p>✓ サービス利用企業が増えるごとに申込みが必要</p>
共通IDサービス	<ul style="list-style-type: none"> X社の共通IDサービスのために認証APIを利用 共通IDは複数企業 (A社、B社) で利用 ID管理はX社が行っている 	<p>X社から申込みが必要</p>	<p>✓ A社、B社はX社が提供するIDを利用しているため、申込みは不要</p>

デジタル認証アプリサービスのご利用には、事業者向け利用規約及び秘密保持遵守事項の内容をご確認いただき、同意いただく必要があります。

①事業者向け利用規約

デジタル認証アプリサービス API 利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本利用規約は、委託者がデジタル庁に対し、電子署名等確認業務を含むデジタル認証アプリサービスに係る業務（以下「本業務」といいます。）を委託し、デジタル庁が提供するデジタル認証アプリサービスに係る API を利用するに当たっての諸条件などを定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「デジタル認証アプリサービス」とは、行政機関等又は民間事業者からの依頼を受け、マイナンバーカードの読み取り等若しくは検証等又は当該読み取り等若しくは当該検証等に係る情報の連携を行うサービスをいいます。
- (2) 「デジタル認証アプリサービス API」とは、別表に掲げる API であり、委託者が利用するものをいいます。以下「本 API」といいます。
- (3) 「4 情報連携機能」とは、認証サービス（別表項番 1 に定義します。）及び署名サービス（別表項番 2 及び 3 に定義します。）に含まれる機能であって、委託者からの依頼を受け、利用者のマイナンバーカードの 4 情報の読み取り等及び当該読み取り等に係る情報の連携を行う機能をいいます。

②秘密保持遵守事項

デジタル認証アプリサービスに係る API を利用するに当たっての秘密保持に関する事項

デジタル庁（以下「甲」といいます。）及び委託者等（以下「乙」といいます。）がデジタル認証アプリサービスに係る API の提供及び利用に関して、遵守しなければならない秘密保持に関する事項（以下「本遵守事項」といいます。）は、以下のとおりです。なお、本遵守事項の用語の定義は、特に定めのない限り、「デジタル認証アプリサービス API 利用規約」（以下「利用規約」といいます。）の定めるところによるものとします。また、本遵守事項は、「デジタル認証アプリサービス API 利用規約」（以下「利用規約」といいます。）第 4 条第 3 項第 5 号の事項を定めるものです。

第1条（秘密情報）

本遵守事項における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約等の存在及び内容その他一切の情報をいいます。ただし、開示を受けた当事者が書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとします。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

事業者向け利用規約及び秘密保持遵守事項については、打合せ終了後にお送りいたします

デジタル認証アプリのご利用にあたっては、事業者向け利用規約第4条第3項各号に定められている事項を満たしている必要があります

委託希望者は、事前準備契約の締結時及び事前準備契約の有効期間中、以下の各号に掲げる事項をいずれも満たしていなければならないものとします。

- (1) 役員若しくは電子署名等確認業務を統括する者のうちに、公的個人認証法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」といいます。）の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者がいないこと。
- (2) 公的個人認証法第17条第3項の規定により 認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 提供する商品又は役務が、法令上必要とされる許認可等を取得済みであるなど、法令等及び公序良俗に違反しないこと。
- (4) 別途デジタル庁が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。
- (5) 別途デジタル庁が定める秘密保持に関する事項を遵守すること。
- (6) その他デジタル庁が不相当と認める者でないこと。

後述する事前準備契約申込書において、上記の要件を満たしていることを誓約いただきます

事前準備契約の申し込みにあたっては、「③事前準備契約申込書」「④サービス基本情報」を記入し、サービス提供事業者からデジタル庁担当までお送りください

入力上の留意点等

- 必ずデジタル認証アプリサービスAPI利用規約に同意した上で、サービス提供事業者にて記入の上、お申込ください。
- ③事前準備契約申込書はPDF形式で、④サービス基本情報はdoc形式でお送りください。書面への押印は不要です。
- 「サービス基本情報」の記入例と記入方法については、資料後半（P23以降）をご確認ください。

【情報更新について】

- 内容を更新する場合は、「登録依頼内容」で「登録内容変更」を選択し、変更箇所を朱書きにして更新してください。
- ファイル名の日付は、資料更新の都度、連携日の日付に更新していただきますようお願いいたします。

【ご質問について】

なお、申請書の作成やその他ご不明な点等がありましたら、下記のフォームへお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせに必要となる「サービス管理番号」は、資料と併せてお送りいたします。

フォーム：【民間事業者・行政機関】申請書・実装に関するお問合せ (https://support.aas.digital.go.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=38181403833753)

※デジタル庁内での管理方法の統一のため、Excelでの質問票及びパスワード付きZipでのご質問はご遠慮ください。

【参考】 サービス基本情報の記載事項

#	項目名	入力例	補足説明
1	サービス名	X Xサービス	サービス名称を記入してください。
2	運用開始希望日	2025年7月1日	デジタル認証アプリの運用開始予定日を日付で記入してください。
3	開発開始予定日	2025年2月25日	開発期間について開始予定日を日付で記入してください。
4	開発終了予定日	2025年5月17日	開発期間について終了予定日を日付で記入してください。
5	認証API利用	利用する	認証APIの利用可否を記載してください。
6	月間トランザクション数（認証API）	1,000	認証APIの月間トランザクション数を数字で記入してください。利用しない場合は「－」を記入してください。
7	署名API利用	利用しない	署名APIの利用可否を記載してください。
8	月間トランザクション数（署名API）	－	署名APIの月間トランザクション数を数字で記入してください。利用しない場合は「－」を記入してください。
9	利用形態	PCWEB スマホWEB iOS/Androidアプリ	サービスの利用形態を以下から記入してください。 PCWEB スマホWEB iOS/Androidアプリ 複数記載の場合は改行で区切って記載してください。
10	券面事項入力補助APの氏名の利用	利用しない	券面事項入力補助APから氏名を取得するかどうかを記載してください。
11	券面事項入力補助APの住所の利用	利用しない	券面事項入力補助APから住所を取得するかどうかを記載してください。
12	券面事項入力補助APの生年月日の利用	利用しない	券面事項入力補助APから生年月日を取得するかどうかを記載してください。
13	券面事項入力補助APの性別の利用	利用しない	券面事項入力補助APから性別を取得するかどうかを記載してください。

【参考】 サービス基本情報の記載事項

#	項目名	入力例	補足説明
14	連携するプラットフォーム事業者	—	民間事業者で署名APIを利用する場合は、 連携するプラットフォーム事業者 を記載してください。 署名APIを利用しない場合は「—」を記入してください。
15	連携する（デジタル認証アプリが組み込まれた）サービス	—	デジタル認証アプリが組み込まれた民間向けサービス・自治体向けサービスを利用する場合はサービス名を記入してください。 利用しない場合（自社開発、ベンダー開発など）は「—」を記入してください。
16	サービス提供者名	〇〇株式会社	事業者名・団体名を記入してください。
17	行政機関・民間事業者の選択	民間事業者	公的個人認証法17条1項1号の行政機関等に該当する場合は「行政機関」を、そうでない場合は「民間事業者」を選択してください。
18	法人番号	8000012010038	法人番号を13桁で記入してください。
19	サービス内容		サービス内容を100字以内で記入してください。
20	連絡先（ご担当者氏名）	デジタル 花子	メンテナンス、開発関連、各種アナウンス等の連絡をメールで行います。 連絡先のご担当者氏名を記入してください。
21	連絡先（メールアドレス）	1234@digital.go.jp	連絡先のメールアドレスを記入してください。メールアドレスは単一としてください。 複数名に配信したい場合、メーリングリスト等でご対応ください。
22	緊急連絡先（ご担当者氏名）	デジタル 太郎	障害発生時等の緊急連絡をメールで行います。 緊急連絡先のご担当者氏名を記入してください。
23	緊急連絡先（メールアドレス）	hogehoge@digital.go.jp	緊急連絡先のメールアドレスを記入してください。メールアドレスは単一としてください。 複数名に配信したい場合、メーリングリスト等でご対応ください。

【参考】 サービス基本情報の記載事項

#	項目名	入力例	補足説明
24	外資状況	外資なし	<p>払込資本金に占める外国からの出資金額の割合が、おおむね50%を超える場合に外資となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資がなければ外資なしを記入してください。 ・海外に本店がある場合（日本支店登記がある外国会社を含む）、外国籍（100%）を選択し、「23 外資状況_国名」に国名（複数の場合、出資金額が一番多い国）を記入してください。 ・国内に本店がある場合、外資が100%の時は、日本国籍会社（100%）を選択し、「23 外資状況_国名」に国名（複数の場合、出資金額が一番多い国）を記入してください。 ・国内に本店がある場合、外資がおおむね50%の時は、日本国籍会社を選択し、「23 外資状況_国名」に国名（複数の場合、出資金額が多い2か国）及び比率を記入してください。
25	外資状況_国名		<p>外資なしの場合：記入しないでください 外国籍（100%）の場合：国名（複数の場合、出資金額が一番多い国）を記入してください。 日本国籍会社（100%）の場合：国名（複数の場合、出資金額が一番多い国）を記入してください。 日本国籍会社の場合：国名（複数の場合、出資金額が多い2か国）及び比率を記入してください。</p>
26	備考		

テスト環境・本番環境の設定について、Excel様式「⑤テスト環境・本番環境設定書」を記入し、デジタル庁担当までお送りください

	概要	主な項目	留意点
システム登録依頼情報	デジタル認証アプリを活用したサービス実現にかかるシステム基本情報	サービス提供者名、サービス名、活用業種等	
接続情報（テスト環境）、 接続情報（本番環境）	サービス提供者のシステム情報	設定完了希望日、ホームURI、リダイレクトURI、クライアント認証用のJWKS、Signed Jwt、ポリシーURI、サマリーURI、利用規約URI、ロゴ画像等	先にテスト環境のみを発行する場合は、テスト環境のみを記入していただければ問題ありません。
シリアル番号リスト ※テストカード代替機能を利用する場合は空欄	テスト環境で許可するテスト用マイナンバーカードのシリアル番号	利用者証明用電子証明書又は署名用電子証明書のシリアル値、ステータス（有効・無効・停止）等	テスト用マイナンバーカードのシリアル番号のみを記載し、私物のマイナンバーカードの情報は記載しないようにしてください。テストカードがない場合は空欄で構いません。
テスト用アプリ配信 ※テストカード代替機能を利用する場合は空欄	iOS/Androidテスト用アプリの配信先情報	Apple IDのメールアドレス、Googleアカウントのメールアドレス等	

その他参考情報

【参考】テストカードの調達

テスト用マイナンバーカードの貸与又は購入を希望する場合には、J-LISの問合せフォームから直接手配してください

問合せフォームの場所及び入力上の留意点等

- J-LISウェブサイト上の「[その他](#)」の[お問い合わせフォーム](#)へアクセスしてください。
 - ✓ URL : https://www.j-lis.go.jp/j-lis_corner/contact/form.xhtml
- 問合せフォーム最上部にある「お問合せ項目又は部門」は、[「個人番号センター公的個人認証部」](#)を選択してください。
- 「お問い合わせ内容」には、テストカードの貸与又は購入を希望する旨を記載してください。
 - ✓ デジタル認証アプリを利用するために、「全AP搭載」のテストカードが必要な旨を記載してください。
 - ✓ その他可能な範囲で、必要枚数や必要な時期等の情報※を記載してください。
- 以降の具体的な手続は、J-LISからの返信に基づきご対応をお願いします。
- テスト用マイナンバーカードの貸与は国内法人に限定され、国内のみで利用可能です。

(参考) 問合せフォームのイメージ

※印の項目は、ご記入必須項目です。

お問合せ項目又は部門

お問合せ内容

氏名

氏名カナ

メールアドレス

メールアドレス確認

団体/組織名・部署名

電話番号

当機構は、「地方公共団体情報システム機構個人情報保護基本方針」その他当機構が定める規程類に従い、個人情報をお問合せの回答及び今後の当機構における事業の参考のために必要な範囲内で、利用いたします。
[地方公共団体情報システム機構個人情報保護基本方針](#)

個人情報の取扱いをお読みいただき、同意いただける場合はチェックを入れてください。

個人情報の取扱いについて同意する

確認 クリア

※テストカードの申込状況や必要枚数等によっては希望の条件を満たすことが難しい場合もあります
出所：[J-LISウェブサイト](#)より

認証APIを利用する場合は、テスト用マイナンバーカードの調達を行わずに、APIのテストを行うことができます。

テストカード代替機能について

- テスト用マイナンバーカードを持っていないサービス事業者もデジタル認証アプリの接続が簡単にできるようにする機能です。いくつかあるテストデータの中からデータを選択し、データに従ったAPIレスポンスを返却します。
- テストカード代替機能と、テスト用デジタル認証アプリ（テスト用マイナンバーカード）を使ったテストを両立することはできません。
- 1月から新規に申込をされる事業者については、基本的にはテストカード代替機能にてAPIの組み込みを行っていただきます。テスト用デジタル認証アプリを利用する場合は、テスト環境・本番環境設定書.xlsxにてお申し出ください。
- 認証APIをご利用のサービス事業者のみに提供します。署名APIにて、テストカード代替機能の利用を希望する場合は、オンラインミーティングにてご相談させていただきます。

(参考) テストカード代替機能画面イメージ

#	選択	テストカード概要	利用済証明書電子証明書	利用済証明書電子証明書の状態	署名用電子証明書	署名用電子証明書の状態	マイナンバー
1	<input checked="" type="radio"/>	有効のテストカード1つ目	7F00D011	有効	7F00D012	有効	123456789
2	<input type="radio"/>	有効期限切れのテストカード	7F00D013	有効期限切れ	7F00D014	有効期限切れ	123456789
3	<input type="radio"/>	失効のテストカード	7F00D015	失効	7F00D016	失効	123456789
4	<input type="radio"/>	有効のテストカード2つ目	7F00D017	有効	7F00D018	有効	333333333

【参考】テストカードの調達

テスト用マイナンバーカードの調達スケジュールがリリースに間に合わない場合、デジタル庁までご相談ください。

貸出概要

- 事前準備契約申込書を提出いただいた事業者に限定し、ご来庁いただけるサービス事業者に、当日限りでカードを貸し出します。
- デジタル認証アプリサービスAPIの組み込みが終わっていること、Sandbox環境アプリが端末に入っていることを確認した上で、お申込みください。
- デジタル庁では、テスト作業場所の貸出は行いません。
- 複数回、貸出可能です。

【申し込み方法】

1. **【民間事業者・行政機関】申請書・実装に関するお問合せ**から問い合わせます。**説明欄に貸出希望日時（複数）を記入**します。「ご担当者名」欄と来庁者が異なる場合、来庁者もご記入ください。

URL:https://support.aas.digital.go.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=38181403833753

2. デジタル庁から、貸出日時を連絡します。
3. 貸出日当日、デジタル庁のビル2Fでカードを受け取ります。
4. 当日17:00にカードを返却します。

申込方法

お問い合わせ

以下の中から該当する問題を選択してください。

【民間事業者・行政機関】申請書・実装に関するお問合せ

メールアドレス

件名 (必須)

事業者名・団体名 (必須)

ご担当者氏名 (必須)

電話番号 (必須)

サービス管理番号 (必須)

初回、お打合せ後にお送りしたサービス管理番号をご入力ください。サービス管理番号を受領されていない場合、次のメールアドレスへお問合せください。▶auth-and-sign@digital.go.jp

説明 (必須)

パラグラフ

「デジタル横展開推進協議会 デジタル認証コミュニティ」にて、デジタル認証の普及に必要な政策、活動を参加者と協議し、とりまとめていきます

概要

● デジタル庁は、デジタル実装の優良事例を支えるサービスやシステムをカタログにまとめ、これらの調達に資するモデル仕様書の公表などの取組を進めることで、各地域のデジタル実装の優良事例の横展開を推進しています。

● デジタル化横展開推進協議会は、このデジタル庁の取組に賛同した民間企業・団体、大学、自治体などにより、地域の課題を官民で効果的に解決することを目指して設立された、民間主体の協議会です。

6つあるコミュニティのうち、デジタル認証コミュニティでは、デジタル認証を利用する立場の方、提供する立場の方、認証に関する知見を活かしたい方、などあらゆる事業者、団体の方々の意見をふまえてデジタル認証の普及に必要な政策、活動を参加者と協議し、とりまとめていく活動を予定しております。

ご参加をいただける場合、以下のページから登録をお願いします。

【デジタル認証コミュニティ登録ページ】

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=pFH1qURGHUKhDoEPSyZ4G4aB-i9xtC5IliUXPQWbQ8ZUOUVNV1FaWUZIRzZRMUE0Vlg3SE1OUTg2Ri4u>

デジタル庁からコミュニティへの貢献

わかりやすく伝える

あらゆる人（シーン）に対応する

デジタル庁
Digital Agency